

障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる いせさきの実現

伊勢崎市 障害者計画

〈概要版〉



平成19年3月



計画策定の趣旨

障害者基本法第9条第3項に基づく障害者計画は、「“共生社会”の理念のもとに障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定によって社会活動に参加・参画し社会の一員としての責任を分かち合う社会の実現をめざす」、障害のある人の生活全般にわたる施策を総合的に体系づけるものです。

また、障害者自立支援法第88条に基づく障害福祉計画は、平成23年度を目標年度として、各種障害福祉サービス提供の目標量やその確保方策など、基本計画に定める「生活支援」に関し、具体的な事項を定める事業計画です。



計画の期間

伊勢崎市障害者計画は平成19年度から平成25年度までの7か年とし、伊勢崎市第1期障害福祉計画は平成19年度から平成20年度までの2か年とします。なお、障害福祉計画は3か年を1期として作成することと定められているため、第2期障害福祉計画については、平成21年度から平成23年度を第2期障害福祉計画とします。

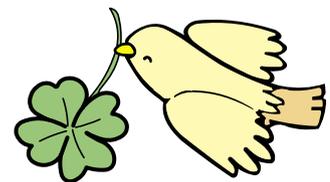
平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度

伊勢崎市総合計画 (平成19～26年度)

伊勢崎市障害者計画 (平成19～25年度)

伊勢崎市障害福祉計画
(第1期)
(平成19～20年度)

伊勢崎市障害福祉計画
(第2期)
(平成21～23年度)



障害のある人の状況 (市の資料やアンケートの調査結果から抜粋)

- 本市内には高等養護学校がないため、中学卒業後は他市への通学となっています。
- 本市にある相談機関は多様ですが、年齢や障害の種別によって市の機関、県の機関に分かれるなど、障害者や家族にとっては必ずしも利用しやすい状況にはありません。
- 身体障害者・精神障害者は健康に大きな不安を抱えています。精神障害者は就労も含めたこれからの生活が不安です。知的障害者(保護者)の最も大きな不安は将来の生活の場です。
- 障害のある人や家族が求める相談体制のキーワードは、“信頼” “いつでも” “ちょっとしたことでも” “身近なところで”。
- 障害のある子ども一人ひとりの状況に適した指導が強く求められています。
- 障害のある人の自立意識は高まっています。就労にとどまらず住まいなど生活全般を含めた支援が必要です。
- 行政サービスだけでなく、障害のある人の社会参加の促進には、道路・施設などハード面の整備とともに市民との相互理解が必要です。

重点課題

重点課題



“自立に向けた18歳までの一貫した療育・教育”

本市においては、乳幼児期では市直営の児童デイサービス事業施設が整備され、県下でも先進的であり、発達支援連絡会議によって学齢期との連携も進んでいます。

しかし、養護学校小学部・中学部の後に続く高等部等が市内にないため、18歳までの継続した療育・教育が実現できない現状です。市外の高等部等では地域とのつながりがとぎれてしまい、教育から就労への一貫したシステムを築くことができません。

地域での一貫した教育は、障害のある子どもの人間形成や社会性の向上を高めるばかりでなく、障害のない子どもや大人（市民）も含めたノーマライゼーションの理念の浸透が望めます。

少子化が進む今日、子ども一人ひとりには明日につなぐ大切な財産です。

障害のない子どもと同じように、障害のある子どもが18歳になるまで、地域で一貫した療育・教育の実現を重点課題とします。

重点課題



“18歳以降の地域における質の高い生活”

障害者が自己実現を図るうえで、あるいは社会の構成員としての役割を果たすうえで、職業生活において自立することの意義は大変大きく、障害者が自らの能力、可能性を最大限活かし、職業生活におけるキャリアを切りひらいていくよう、就労に至るまでのシステム構築が求められています。そのためには、アフターケアの充実や就労生活の支援なども重要であり、企業からも強く求められているところです。

精神障害者雇用に先進的に取り組む社会福祉法人のノウハウを活用し、障害者の就労支援システムを構築して、障害のある人が地域社会の一員として位置づけられ、その主体性を発揮できるよう、18歳以降の地域における質の高い生活の実現を重点課題とします。

質の高い人生の実現





【基本理念】

ユニバーサルデザインを
すべての人のために

障害のある人が生涯を通じて
いきいき暮らせる
いせさきの実現



基本施策	施策	市民・団体・事業者等に期待すること
1 教育・育成 (育つ、学ぶ)	1) 幼児教育・療育の充実 2) 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係機関や行政の協力を得ながら、同じ不安や悩みを持つ仲間同士で助け合いましょう。 ● 障害のある子ども及びその家族に対する理解を深め、障害のある子どもとない子どもの交流に積極的に取り組みましょう。 ● 教育に不安を感じたら、教育相談や指導を積極的に利用しましょう。
2 雇用・就業 (働く)	1) 障害者の雇用の場の拡大 2) 総合的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労に関する相談の場に積極的に参加し、職場実習など体験してみましょう。 ● 民間企業(常用労働者56人以上規模)における障害者の法定雇用率(1.8%)を遵守しましょう。 ● 民間企業における障害者雇用の助成制度を活用しましょう。
3 生活支援 (自立した生活をする)	1) 生活支援体制の充実 2) 相談体制の充実・強化 3) 権利擁護システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族を含め、権利擁護に関する制度を学び、活用しましょう。 ● 障害福祉に関心を持ち、ボランティアとして活動してみませんか。 ● 虐待と感じたら速やかに児童相談所、警察のほか、市役所の障害福祉課など身近な機関に連絡しましょう。
4 質の高い生活 (住まう・出かける・高める)	1) 住環境の整備 2) 外出・社会参加手段の確保 3) 安全な建物・道路・交通機関の確保 4) 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● ちょっとの間なら、車を止めてもいいと思っていませんか。あなたが駐車している間に困っている障害者がいるかも知れません。障害のある人のための専用駐車場のルールを守りましょう。 ● 障害のある人の社会参加をサポートする人材が不足しています。あなたの力を必要としている人のために、ボランティアになってみませんか。 ● 障害のある人を見かけたら、「思いやり」を形にしてさりげないお手伝いをしましょう。
5 保健・医療 (すこやかに生きる)	1) 疾病の予防と早期発見の推進 2) 健康の保持・増進施策の充実 3) 医療サービスの充実 4) 機能回復・維持訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査や人間ドックを定期的に受診しましょう。 ● 自分の適正体重の計算方法“BMI”を知っていますか。 BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m)² ● 悩みやストレスを感じたら、こころの健康相談など相談窓口を活用したり、信頼できる相談相手を見つけましょう。
6 情報・コミュニケーション (つながる)	1) コミュニケーション手段の確保 2) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人への情報伝達やコミュニケーション支援のための多様なボランティア活動へ参加しましょう。 ● 市のホームページにアクセスしてみませんか。なお、市のホームページは平成20年度から、ウェブアクセシビリティ[※]の確保など障害のある人に配慮したホームページになります。
7 啓発・交流・協働 (みんな一緒に)	1) 啓発・福祉教育・交流活動の推進 2) 防災・安全対策の充実 3) 外国人障害者施策の充実 4) 地域福祉活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人とない人の交流イベントに参加し、「障害」について、また、障害を持ちながら生活することについて理解しましょう。 ● 地域の自主防災組織や防犯団体への関心を高めましょう。

※ウェブアクセシビリティ「高齢者や障害者など、心身の機能に制約のある人でもインターネット等で提供されている情報に問題なくアクセスし利用できる」よう配慮することをいいます。具体的には音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備などです。



市民の皆さんの声

障害者アンケート、障害者団体等インタビュー、「伊勢崎市障害者計画策定委員会」における主な意見、要望や提案をご紹介します。



いせさき版障害者就労モデルをつくろう

- 障害者の雇用の場の拡大を実現するため、職場開拓・生活支援・職業訓練・フォローの4つの機能を併せたワンストップの障害者就労支援センターの整備が必要です。これには現行のシルバー人材センターを障害者版に拡大した仕組みが最も近道です。市が中心となって障害者就労支援センターを設立し、センターが地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注して、会員の中から適任者を選びその仕事に充当するといった障害に応じた臨時的・短期的な雇用・就業も含めた就業機会の提供や在宅就労を開拓するものです。この仕組みを実現化するため「障害者雇用促進協議会」を設置して下さい。
- 障害者就労支援センターの設立や仕事の開拓、就業継続支援の人材として団塊の世代を中心とした地域の人材活用を提案します。



障害の種別を超えた総合的な相談支援体制と多様な資源のネットワークを確立しよう

- サービスの新しい体系について普及と定着を図り、円滑な制度運営に取り組んで下さい。
- 障害者や家族の生活全般にわたる多様な相談ができ、フォーマル・インフォーマルサービスの利用につなぐことができるよう相談体制の充実が必要です。
- 福祉施設等の経験等一定の基準の実績を積んだ人材育成講座受講者に、市独自のライセンスの付与など、研修と認定をセットにしたボランティア育成システムが必要です。人材育成・活用の評価も視野に入れた、“実働型ボランティアセンター”にして下さい。
- 相談窓口は障害の種別を超えて様々な人が気軽に集い、交流できる、地域に開かれたセンターとするよう既存の社会資源を活用して下さい。
- 雇用も含めた生活の支援体制には多くの専門的な人材が必要です。団塊の世代の活用を視野に入れた「地域人材登録バンク制度」に専門的な人材の育成と活用を位置づけて下さい。



障害のある人が地域であたりまえの生活ができる環境をつくろう

- 公共施設をはじめとする市内のバリアフリー化の促進を図りながら、子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、障害のある人もない人もすべての人に公平なユニバーサルデザインのまちづくりを推進して下さい。障害者専用駐車場の確保対策の強化をお願いします。



いのちと健康を守ろう

- 医療費の軽減など医療が必要な障害者（児）のサービスを充実して下さい。



みんなでつながろう

- 「地域人材登録バンク制度」と連携し、手話通訳者の育成と活用などコミュニケーション事業の充実・強化をお願いします。

■ 発行

行：伊勢崎市 福祉部 障害福祉課

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目 410

電話 0270-24-5111

FAX 0270-26-1808

■ ホームページ：<http://www.city.isesaki.lg.jp/>

表紙写真：伊勢崎市西部公園

この公園は、高齢者、障害者等をはじめだれもがいきいきと心豊かに日常生活を営み、又は社会活動を行うことができる社会の実現に寄与することを目的とした、群馬県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の第一号適合施設です。